

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱

(通 則)

第1 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金（以下「交付金」という。）は、多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、森林とのふれあいなどを体験・学習する機会の提供を通じて森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成する環境学習を支援し、その取組の一層の進展を図るため、愛知県の森と緑づくりを推進する事業として市町村やNPO等が企画提案し、知事が選定した環境保全活動・環境学習の事業（以下「交付対象事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率等)

第2 交付対象事業、交付対象事業を実施する者（以下「交付金事業者」という。）、交付対象事業に必要な経費のうち交付金の交付の対象として知事が認める経費（以下「交付対象経費」という。）並びに交付金の交付率及び上限額は、別表のとおりとする。

2 国又は地方公共団体が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受ける事業は、対象としない。

(交付申請)

第3 交付金の交付を受けようとする者は、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付申請書（様式第1）正1部・副2部を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第4 知事は、第3により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の交付決定を行い、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付決定通知書（様式第2）により速やかに、交付金の交付を申請した者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第5 交付金の交付を申請した者は、第4により交付金の交付決定の通知を受けた場合において、交付金の交付決定の内容又はそれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

(交付対象事業の変更)

第6 交付金事業者は、交付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業変更承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた交付金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 事業目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 事業目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をしたときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業変更承認通知書（様式第4）により、交付金事業者に通知するものとする。なお、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又はそれに条件を付することができる。

（交付対象事業の廃止）

第7 交付金事業者は、交付対象事業を廃止しようとするときは、あらかじめあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業廃止承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業廃止承認通知書（様式第4）により、交付金事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8 交付金事業者は、当該年度の1月31日までに交付対象事業を完了しなければならない。

2 交付金事業者は、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業実績報告書（様式第5）正副各1部を交付対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（交付金の額の確定通知）

第9 知事は、規則第14条の規定により交付金の額を確定したときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の額の確定通知書（様式第6）により交付金事業者に通知するものとする。

（交付金交付の請求）

第10 第9により交付金の額の確定通知を受けた者は、速やかにあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金請求書（様式第7）を知事に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第11 知事は、第10および第14による交付金の請求に基づき、交付金を交付する。

（交付金の概算払）

第12 知事は、特別な理由があると認めるときは、交付金の一部を概算払により交付することができる。

2 交付金事業者は、交付金の概算払を受けようとするときは、あらかじめあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金概算払承認申請書（様式第8）を知事に提出しなければならない。

(概算払の承認通知)

第13 知事は、第12第2項により提出された概算払承認申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金概算払承認通知書(様式第9)により概算払の申請をした者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第14 第13により概算払の承認通知を受けた者は、速やかにあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金請求書(様式第7)を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15 知事は、規則第16条第1項に定める場合のほか、交付金事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付金の交付決定を受けたとき。

(2) その他知事が不相当と認めたとき。

2 知事は、前項の交付決定の取消しを行ったときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付決定取消通知書(様式第10)により速やかに、交付金事業者に通知するものとする。

(検査等)

第16 知事は、規則第11条の規定により交付金事業者から必要な報告を求めるほか、交付対象事業の遂行の状況に関し必要な検査をすることができる。

(財産の処分の制限)

第17 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間又はそれに準ずる期間とする。

2 規則第20条第2項に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 交付金事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第18 交付対象事業を実施した者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を当該事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第19 交付金事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針に準じて環境負荷の少ない物品等の調

達に努めるものとする。

(情報公開)

第20 交付対象事業又は交付金事業者に関して、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条に規定する不開示情報以外の情報は開示するものとする。

(個人情報保護)

第21 交付金事業者は、交付対象事業の実施において必要な個人情報の取扱いについては、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第48条第2項の規定に基づき知事が定めた「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」に準拠するものとする。

(雑則)

第22 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

(別表)

交付対象事業		交付金事業者	交付対象経費	交付金の 交付率	交付金の 上限額
環境 保全 活動	<p>1 森・緑の育成活動事業 里地・里山や水辺等において、多様な生態系の保全や、ふれあいの場の創出など、健全な緑を保全・育成するため継続的に実施する事業 例:間伐・除伐・下草刈り、植樹、森林バイオマス(薪炭、堆肥など)の利用、野生動植物の保護及びその生息生育空間の保全、技術指導・指導者養成 等</p>	<p>NPO、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自治会、私立学校等 (別に定める要件に適合する団体に限る)及び市町村</p>	<p>・市町村、NPO等共通 ①里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費 ②活動のための交通費、ガソリン代、駐車場代 ③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費 ④講演会、講習会等の講師に対する謝金 ⑤広報・印刷費 ⑥活動の際の保険料、資材運搬費 ⑦会議室等の借上費 ⑧その他事業活動に必要と認められる経費</p> <p>・市町村のみ ⑨交付対象事業を行うNPO等に対する委託料等</p>	<p>10 / 10 以内</p>	<p>1 団体(市町村を含む)当たり 110 万円</p> <p>ただし、本交付金を前年度から継続実施する団体(市町村を含む)については 80 万円</p> <p>(6年以上継続実施する団体(市町村を含む)については 70 万円)</p>
	<p>2 森・緑の育成活動の取組立ち上げ事業 上記1の取組を新たに立ちあげるために必要となる事業 例:里山整備計画作成、保全活動協定締結 等</p>				
<p>3 水と緑の恵み体感事業 森林の水源涵養機能や人を始めとした生物が享受している緑による水の恩恵を学ぶ事業 例:水源の緑を訪ねる現地見学や生活体験を通して水と緑の恵みを学ぶエコツアー 等</p>					
環境 学習	<p>4 森林文化の体験・学習事業 山村と都市の交流を通して地域の森林文化を体験・学習する事業 例:森林保全等で活動している河川上流域の NPO 等が培ってきた文化等を生かした学習メニューに基づく環境学習講座 等</p>				
	<p>5 森林生態系保全の学習事業 森林生態系の保全の大切さや手法を学ぶ事業 例:体験型環境学習(森林作業体験、間伐材の利活用、自然観察会、工作教室など)、森林生態系の保全に関する講座 等</p>				

交付対象事業		交付金事業者	交付対象経費	交付金の交付率	交付金の上限額
緑の教室	<p>6 太陽・自然の恵み学習事業 地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に役立つ緑(植物)の生育を通じた太陽や自然の恵みを学ぶ事業 例:緑のカーテンなど植物(緑化)の生育実習と環境学習講座の実施 等</p>			10 / 10 以内	<p>ただし、「6 太陽・自然の恵み学習」については、1団体(市町村を含む)当たり110万円と、事業実施か所(校)数に30万円を乗じて得た額とを比較して少ない方の額</p>
独自提案	<p>7 独自提案による環境保全活動・環境学習事業 上記の1～6に該当しない、創意工夫を凝らした独自の生物多様性に関連した環境保全活動・環境学習事業</p>				

備考1 次の経費については、交付対象外とする。

- (1) 団体の日常的な運営費、人件費(講師謝金を除く。)
 - (2) 交際費及び接待費(祝儀、花束、手土産等)
 - (3) 賞金、賞品、記念品代等
 - (4) 通信費(電話、FAX、インターネット等)
- 2 年1～2回程度しか実施しない取組における単価3万円を超える用具、用品又は機器類で、借入れにより対応が可能なものは、原則として借上費を対象とする。(「1 森・緑の育成活動事業」を除く。)
- 3 講師謝金については、交付金事業者の会員やスタッフ(内部講師)は対象外とする。また、30,000円/日・人を上限とし、県の規程等を参考に査定する。
- 4 市町村が事業の一部をNPO等に委託する場合、委託料のうち「交付対象経費②～⑧」に該当する経費のみを交付対象とし、かつ、備考1から備考3を適用するものとする。

愛知県知事 殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名 印

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付申請書

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の交付を受けたいので、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱第3の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業区分（該当事業にレ点を付けてください。）
 - 環境保全活動
 - （1）森・緑の育成活動事業
 - （2）森・緑の育成活動の取組立ち上げ事業
 - 環境学習
 - （3）水と緑の恵み体感事業
 - （4）森林文化の体験・学習事業
 - （5）森林生態系保全の学習事業
 - 緑の教室
 - （6）太陽・自然の恵み学習事業
 - 独自提案
 - （7）独自提案による環境保全活動・環境学習事業

2 取組の名称

3 交付金交付申請額

円

4 添付書類

事業実施計画書

（あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式1）

連絡先 (事務担当者)	所属部署		電 話	
	ふりがな		F A X	
	氏名		メー ル	

様式第2（第4関係）

第 年 月 日 号

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付金の額 金 円

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名

印

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業
変更・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので承認くださるよう申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更（廃止）の内容

備考1 表題の変更又は廃止のいずれかを○で囲むこと。

2 計画変更にあっては、変更事項ごとに、事業実施計画書（あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式1）により、変更に係る部分についてのみ上段に変更前、下段に変更後を記載し、その内容が対比できるようにして作成すること。

様式第4（第6、第7関係）

第 年 月 日 号

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業
変更・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習
推進事業の変更（廃止）については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 交付金額 円
（変更前 円）
- 2 条件

様式第5（第8関係）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名

印

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業
実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金に係る交付対象事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

添付書類

事業実績報告書

（あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式2）

支出を証明する書類

事業の実施を確認できる写真

様式第6（第9関係）

第 年 月 日 号

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付金の額 金 円

様式第7（第10、第14関係）

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金請求書

金	円
---	---

交付決定額 円

（うち既交付額 円）

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名

印

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
 団 体 等 名
 代表者職・氏名 印

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金
 概算払承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の概算払を受けたいので、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱第12第2項の規定により、下記のとおり概算払の承認を申請します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払申請額 円

3 概算払の使途および金額 (単位:円)

目的	支出の対象	支出時期	金額
合計			

添付書類

誓約書

(あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式6)

資金計画書

(あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式7)

様式第9（第13関係）

第 年 月 日 号

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金
概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習
推進事業交付金の概算払を、下記のとおり承認します。

記

概算払の額 金 円

様式第10（第15関係）

第 号
年 月 日

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金
交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業について、〇〇〇の規定により、下記のとおり交付決定の取消をしたので通知します。

記

- 1 取消内容
- 2 取消理由

(参考)

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針

愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第48条第2項の規定に基づき作成し、平成17年4月1日に公表した「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」の全部を次のように改正することとした。

平成27年10月2日

愛知県知事大村秀章

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針

第1 指針の意義

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報の適切な保護措置を講ずる際のよりどころとなるよう作成したものである。

第2 対象とする個人情報

- 1 この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 2 この指針において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 3 この指針は、情報の処理形態のいかんを問わず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報の全てを対象とする。

第3 適用区分

- 1 特定個人情報の取扱いについては、番号利用法及び国が作成した指針によるものとする。
- 2 個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第4章の適用を受ける事業者は、個人情報保護法及び国が作成した指針によるものとする。
 - (2) 個人情報保護法第4章の適用を受けない事業者（個人情報保護法第50条第1項の規定により同章の適用を受けない場合の事業者を除く。）は、この指針によるものとする。

第4 個人情報の取扱制限

- 1 個人情報の取扱いは、事業者の正当な事業の範囲内で、あらかじめ利用目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- 3 個人情報を取得した場合は、原則として、本人が利用目的を確認できるようにするものとする。

第5 個人情報の第三者への提供制限

個人情報の第三者への提供は、原則として、あらかじめ本人の同意を得て行うものとする。

第6 個人情報の正確性の確保

個人情報は、取り扱う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つものとする。

第7 安全管理措置

1 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講ずるものとする。

2 前項の安全管理措置を講ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 技術的管理措置外部からの不正アクセスからの防御に関するシステムの構築及び情報の暗号化、アクセス制限その他の個人情報の取扱いに関する技術的措置
- (2) 人的管理措置個人情報の取扱いに関する内部規定の周知徹底、第8に規定する教育研修の実施その他の措置

第8 従業員の監督

1 個人情報の安全管理措置その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、従業員に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 個人情報の適正な取扱いの確保のため、従業員に対し、教育研修その他の措置の実施に努めるものとする。

3 従業員がその在職中又は退職後、その業務に関して知り得た個人情報の内容を正当な理由なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため、雇用契約において秘密保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずるものとする。

第9 委託に伴う措置

1 個人情報を取り扱う事務を外部に委託する場合は、個人情報の保護について十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 前項の委託を行うに当たっては、委託契約の中で、個人情報の流出防止を始めとする個人情報の保護のために必要な措置の基準を定めるものとする。

第10 自己情報の開示等

1 本人から自己情報について、開示、訂正（追加又は削除を含む。）又は利用停止（消去を含む。）を求められたときは、原則として、これに応ずるものとする。

2 前項により本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない場合又はその措置と異なる措置をとる場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

3 第1項による求めに関し、その求めを受け付ける手続を定めるものとする。

第11 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置するほか、必要な体制整備を行い、本人からの苦情の申出等があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

第12 実施責任

個人情報の取扱いについて権限を有する者は、この指針に定める諸原則を守る責任

を負うものとする。

第13 漏えいが発生した場合の措置

個人情報漏えい等が発生した場合は、事実関係等を本人に速やかに通知するとともに、再発防止に努めるものとする。

附則

この指針は、平成 27 年 10 月 5 日から適用する。